は、当該標準税率に0.5を乗じて得た率とする。

ar　符号aoに同じ。この場合において、符号ao中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

as　符号arに係る標準税率

at　符号aqに同じ。この場合において、符号aq中「符号ao」とあるのは「符号ar」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

au　符号aoに同じ。この場合において、符号ao中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

av　符号auに係る標準税率

aw　符号aqに同じ。この場合において、符号aq中「符号ao」とあるのは「符号au」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

α　(一)の算式の符号αに同じ。

十一　不動産取得税

次の算式によつて算定した額

算式

A×0.0225＋B×(0.0225－C×0.75)＋D×0.030＋E×(0.030－F×0.75)＋G×0.0225×α＋H×(0.0225－I×0.75)×α＋J×0.030×α＋K×(0.030－L×0.75)×α

算式の符号

［略］

C　当該都道府県が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.015に満たないときは0.015とする。

［略］

F　当該都道府県が符号Eに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.02に満たないときは0.02とする。

［略］

I　当該都道府県が符号Hに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

［略］

L　当該都道府県が符号Kに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

［略］

十二　固定資産税

第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

算式

A×0.0105＋B×(0.0105－C×0.75)＋D×(0.0105－E×0.75)＋F×(0.0105－G×

当該標準税率に0.5を乗じて得た率とする。

ar　算式の符号中aoに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

as　arに係る標準税率

at　算式の符号中aqに同じ。この場合において、同符号中「ao」とあるのは「ar」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

au　算式の符号中aoに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

av　auに係る標準税率

aw　算式の符号中aqに同じ。この場合において、同符号中「ao」とあるのは「au」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

α　(一)算式の符号αと同じ。

十一　不動産取得税

次の算式によつて算定した額

算式

A×0.0225＋B×(0.0225－C×0.75)＋D×0.030＋E×(0.030－F×0.75)＋G×0.0225×α＋H×(0.0225－I×0.75)×α＋J×0.030×α＋K×(0.030－L×0.75)×α

算式の符号

［同左］

C　当該都道府県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.015に満たないときは0.015とする。

［同左］

F　当該都道府県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.02に満たないときは0.02とする。

［同左］

I　当該都道府県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

［同左］

L　当該都道府県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

［同左］

十二　固定資産税

第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

算式

A×0.0105＋B×(0.0105－C×0.75)＋D×(0.0105－E×0.75)＋F×(0.0105－G×